

地域包括ケアシステムの維持のための I C T の活用に関する
研究会報告書の取りまとめに向けた主な論点。

○報告書の作成主体を本研究会とした上で、東北厚生局の立場を明確化してはどうか

1 において、本研究会を開催した東北厚生局の問題意識を明確化した上で、本報告書が、研究会において議論された内容を東北厚生局において整理したものであることを明確化。

○報告書の前提として、地域包括ケアシステムに関する説明を加えるとともに、I C T と地域包括ケアシステムの関係性を整理するべきではないか

1 において、地域包括ケアシステムに関する記述を加えるとともに、人口の急激な減少に伴う地域包括ケアシステムの構築・維持に関する懸念と解決策の一つとしての I C T の活用がマンパワーの減少を補完し、物理的距離の問題を緩和する効果が期待できることを明記

○報告書の目的を明確化するべきではないか

1 において、本報告書が東北 6 県、管内市町村における I C T の活用の検討の際の一助なるよう整理した旨を明記。

○I C T の活用により、蓄積されたサービス利用者のデータを、より効果的なサービス提供につなげることが必要ではないか

4に「(5) データ活用」を設けて、サービス提供に伴い蓄積されたデータの分析による質の高いアセスメント、サービスの質の向上、アウトカムを重視したサービス提供等に関する記述を追記。

○相談体制の充実について、相談先を明確にしておくことが重要ではないか

5の(2)において、社会福祉協議会に加えて、「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を追記することにより、さらに具体化。